

陸上自衛隊療養実施規則

昭和 38 年 11 月 13 日
陸上自衛隊達第 92—10 号

改正	昭和 39 年 7 月 3 日達第 50—11—1 号	昭和 40 年 2 月 23 日達第 122—54 号
	昭和 41 年 12 月 8 日達第 92—10—1 号	昭和 43 年 11 月 14 日達第 92—10—2 号
	昭和 51 年 6 月 26 日達第 92—10—3 号	昭和 52 年 12 月 17 日達第 92—10—4 号
	昭和 53 年 1 月 13 日達第 122—108 号	昭和 56 年 2 月 28 日達第 92—10—5 号
	昭和 56 年 6 月 18 日達第 92—10—6 号	昭和 57 年 4 月 30 日達第 122—119 号
	昭和 59 年 10 月 31 日達第 92—10—7 号	昭和 60 年 4 月 1 日達第 92—10—8 号
	昭和 63 年 4 月 8 日達第 122—126 号	平成元年 2 月 10 日達第 122—127 号
	平成 6 年 11 月 14 日達第 92—10—9 号	平成 8 年 2 月 1 日達第 92—10—10 号
	平成 9 年 1 月 17 日達第 122—132 号	平成 9 年 9 月 1 日達第 92—10—11 号
	平成 10 年 2 月 2 日達第 92—10—12 号	平成 10 年 3 月 25 日達第 122—143 号
	平成 12 年 3 月 28 日達第 92—10—13 号	平成 14 年 6 月 11 日達第 92—10—14 号
	平成 16 年 1 月 27 日達第 92—10—15 号	平成 16 年 3 月 22 日達第 92—10—16 号
	平成 18 年 7 月 26 日達第 92—10—17 号	平成 19 年 1 月 9 日達第 122—215 号
	平成 19 年 3 月 30 日達第 92—10—18 号	平成 19 年 8 月 29 日達第 92—10—19 号
	平成 20 年 2 月 26 日達第 92—10—20 号	平成 20 年 4 月 25 日達第 92—10—21 号
	平成 21 年 2 月 3 日達第 122—230 号	平成 22 年 3 月 23 日達第 92—10—22 号
	平成 25 年 7 月 31 日達第 92—10—23 号	平成 26 年 3 月 10 日達第 92—10—24 号
	平成 27 年 9 月 25 日達第 92—10—25 号	平成 28 年 8 月 5 日達第 92—10—26 号
	平成 30 年 3 月 15 日達第 92—10—27 号	平成 31 年 4 月 19 日達第 122—302 号
	令和元年 6 月 27 日達第 122-303 号	令和 3 年 3 月 15 日達第 122-315 号
	令和 5 年 3 月 2 日達第 92—10—28 号	令和 6 年 3 月 29 日達第 92—10—29 号

陸上自衛隊療養実施規則（昭和 35 年陸上自衛隊達第 50—11 号）の全部を改正する。

陸上幕僚長 陸将 大森 寛

陸上自衛隊療養実施規則

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 療養

第 1 節 療養の実施（第 3 条—第 9 条の 3）

第 2 節 診療証等（第 10 条—第 20 条）

第 3 節 雑則（第 21 条）

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第1条 この達は、自衛官等に対する療養の給付等に関する省令（令和6年防衛省令第4号。以下「省令」という。）第26条の規定に基づき、陸上自衛隊における自衛官及び訓練招集に応じている予備自衛官、即応予備自衛官又は教育訓練招集に応じている予備自衛官補、陸上自衛隊高等工科学校の生徒及び陸上自衛官候補生（以下「自衛官等」という。）並びに省令第2条第4項に定める者が日雇特例被保険者又はその被扶養者となった場合（以下「継続療養患者」という。）に対する療養の実施について必要な事項を定めるものとする。

(権限の委任及び管轄区分)

第2条 省令第2条第2項の規定に基づき、療養を実施する権限を次表の左欄に掲げる者に委任し、その権限区分は中欄に、その管轄区分は右欄に掲げるとおりとする。

権限を委任される者	権限区分	管轄区分
方面総監	省令第20条に定める給付制限の認定及び指示	方面隊に所属する自衛官等（隷属する地区病院の自衛官等を含む。）及び方面総監の担当する警備区域内に居住する継続療養患者
駐屯地業務隊長（駐屯地業務隊の置かれていない駐屯地にあつては、駐屯地業務を担当する部隊等の長。第3項第2号において同じ。）及び中央業務支援隊長	療養の実施（方面総監の権限に属するものを除く。）	駐屯地に所在する部隊等に所属する自衛官等
自衛隊中央病院長		自衛隊中央病院に所属する自衛官等
自衛隊地方協力本部長		自衛隊地方協力本部に所属する自衛官等

2 陸上自衛隊以外に勤務する陸上自衛官に係る療養の実施の管轄区分は、別表のとおりとする。

3 前2項に規定する管轄区分は、自衛官等又は継続療養患者が療養のため、長期間にわたって次の各号に該当する場合には、当該各号に定めるところにより変更することができる。

(1) 方面総監の担当する警備区域を異にして所在することとなる場合

当該自衛官等又は継続療養患者を管轄する陸上幕僚長又は方面総監は、新たに所在することとなる地を警備区域とする方面総監と相互に調整する。

(2) 方面総監の担当する警備区域を異にすることなく遠隔地に所在することとなる場合

駐屯地業務隊長、中央業務支援隊長、自衛隊中央病院長及び自衛隊地方協力本部長（以下「業務隊長等」という。）は、当該業務隊長等を管轄する陸上幕僚長又は方面総監の承認を経る。

第2章 療養

第1節 療養の実施

(療養の範囲の細部)

第3条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号。以下

「令」という。）第17条の3に規定する療養の範囲の細部は、別紙第1に掲げるとおりとする。

(療養の範囲の指定)

第4条 業務隊長等は、自己の管轄区分に属する自衛官等に対し療養を実施する場合は、当該部隊等を支援している自衛隊の医療機関（病院又は診療所をいう。以下同じ。）に勤務する医師又は歯科医師（以下「医官等」という。）と調整の上、当該自衛官等が必要とする療養の範囲を定めるものとする。

(医療機関等に対する療養に要した費用の支払)

第5条 業務隊長等は、契約医療機関等（令第17条の4第1項第4号に掲げる医療機関等（医療機関又は薬局をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は保険医療機関等（令第17条の4第1項第5号に掲げる医療機関等をいう。以下同じ。）における療養に要した費用を支払うに当たっては、あらかじめ当該診療報酬が自己の担当に係る診療証等（第10条に定める自衛官診療証及び離職自衛官継続診療証をいう。以下同じ。）によるものであることを確認するとともに、診療報酬明細書その他の書類に記載されている項目中必要な事項について医官等に調査を依頼（自衛隊地方協力本部長にあつては、社会保険診療報酬支払基金を経由しないで当該医療機関等から直接請求されたものについての調査を方面総監部医務官又はその指定する者に依頼）しなければならない。

2 業務隊長等は、前項により調査を終えた請求書を当該経費の支払を担当する資金前渡官吏に送付しなければならない。

3 第1項に規定する診療報酬明細書その他の書類の保存期間は5年とする。

(非契約医療機関等の利用)

第6条 非契約医療機関等（部内医療機関（令第17条の4第1項第1号から第3号までに掲げる医療機関をいう。）、契約医療機関等及び保険医療機関等以外の医療機関等をいう。以下同じ。）を受けようとする者は、事前に業務隊長等に非契約医療機関等利用申請（承認）書（別紙第2）を提出し、その承認を受けなければならない。やむを得ない事情により事前に承認を受けるいとまのない場合には、事後速やかに承認を受けるものとする。

2 業務隊長等は、前項の書類の提出を受けた場合には、医官等と調整し必要な調査を行い（自衛隊地方協力本部長にあつては、方面総監部医務官又はその指定する者に調査を依頼）、申請の内容が妥当と認められるときは、本人に承認書を交付し、かつ、療養費の支給に関する手続等について所要の指示を与えるものとする。

第6条の2 削除

(入院時食事療養費差額の支給)

第6条の3 業務隊長等は、省令第11条第4項に規定する入院時食事療養費差額申請書の提出を受けた場合には、入院期間及び支払金額を確認できる書類を添付させるとともに、自衛官限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「限度額適用証」という。）を提示させなければならない。

- 2 業務隊長等は、前項の書類の提出を受けた場合には、限度額適用証を医療機関に提出できなかつた理由がやむを得ないものと認められ、支給することが妥当と認めたものについて、当該経費の支払を担当する資金前渡官吏に送付しなければならない。
- 3 業務隊長等は、入院時食事療養費差額の支給の経過を明らかにするため入院時食事療養費差額支給台帳（別紙第3）を作成し、保管しなければならない。
- 4 業務隊長等は、入院時食事療養費差額の支給を受けるべき者が異動した場合には、新所属部隊等を支援する業務隊長等に対し、入院時食事療養費差額未支給通知書（別紙第4）に診療報酬明細書（写）及び入院時食事療養費差額支給台帳（写）を添付し、送付しなければならない。

（療養費の支給）

第7条 業務隊長等は、省令第13条の規定により療養費の支給を実施する場合には、療養費請求書に次の各号に定める書類を添付し、提出させなければならない。

- (1) 診療費明細書（別紙第5）又は看護申請書（別紙第6）
- (2) 担当医師の診断意見書
- (3) 当該医療機関等又はその他の者の発行する請求書又は領収書

- 2 業務隊長等は、前項の書類の提出を受けた場合には、医官等と調整し必要な調査を行い（自衛隊地方協力本部長にあつては、方面総監部医務官又はその指定する者に調査を依頼）、別紙第7の基準に基づいて算定し、支給することを妥当と認めたものについて、当該経費の支払を担当する資金前渡官吏に送付しなければならない。

（移送費の支給）

第7条の2 業務隊長等は、省令第15条の規定により移送費を支給する場合には、移送費請求書に移送に要した費用の証拠となる当該医療機関、交通機関等の発行する請求書又は領収書を添付し、提出させなければならない。

- 2 業務隊長等は、前項の書類の提出を受けた場合には、医官等と調整し必要な調査を行い（自衛隊地方協力本部長にあつては、方面総監部医務官又はその指定する者に調査を依頼）、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号。以下「健康保険法施行規則」という。）第80条の規定により算定し、支給することを妥当と認めたものについて、当該経費の支払を担当する資金前渡官吏に送付しなければならない。

（高額療養費の支給）

第7条の3 業務隊長等は、省令第16条から第18条の規定により高額療養費の支給を実施する場合には、高額療養費請求書に省令第16条に定める書類を添付し、提出させなければならない。

- 2 業務隊長等は、前項の書類の提出を受けた場合には、医官等と調整し必要な調査を行い（自衛隊地方協力本部長にあつては、方面総監部医務官又はその指定する者に調査を依頼）、支給することが妥当と認めたものについて、当該経費の支払を担当する資金前渡官吏に送付しなければならない。
- 3 業務隊長等は、前項により高額療養費が支給された場合において、その高額療養費が共済組合の被扶養者に係る分との合算によるものであったときは、支給済額を当該共済組合支部長に対し通知するものとする。

- 4 業務隊長等は、省令第 16 条第 11 項に定める特定疾病の認定を行うに当たっては、特定疾病認定申請書（別紙第 8）を提出させ、医官等と調整し必要な調査を実施しなければならない。
- 5 業務隊長等は、前項により認定したときは、特定疾病療養受療証を発行するとともに特定疾病認定者台帳（別紙第 9）を作成し、保管しなければならない。
- 6 省令第 18 条第 2 項の規定による認定を受けようとする者は、限度額適用認定申請書に、その事実を証明する書類（入院承諾書控え、領収書等）を添付するものとする。
- 7 業務隊長等が省令第 18 条第 2 項の規定に基づき交付する自衛官限度額適用認定証の記載要領は、別紙第 10 のとおりとする。
- 8 業務隊長等は、前項の自衛官限度額適用認定証を交付するときは、自衛官限度額適用認定証発行台帳（別紙第 11）を作成し、保管しなければならない。
- 9 省令第 18 条第 6 項の規定による認定を受けようとする者は、限度額適用・標準負担額減額認定申請書（以下「減額認定申請書」という。）に、第 6 項に規定するその事実を証明する書類に加えて次表に掲げる書類のうち該当するものを添付するとともに、診療証等を提示しなければならない。

区分		必要書類
ア	健康保険法施行規則第 58 条に該当する場合	市町村民税非課税証明書又は福祉事務所長の「健康保険標準負担額減額認定該当」と記載された保護申請却下通知書若しくはその写しに民生委員若しくは福祉事務所長が原本証明したもの
イ	自衛官等が長期入院該当（健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 8 年厚生省告示第 203 号）に示す入院日数が 90 日を超えることをいう。）として申請する場合	入院期間を証明できる書類

- 10 業務隊長等が省訓令第 18 条第 7 項の規定に基づき交付する限度額適用証の記載要領は、別紙第 12 のとおりとする。
- 11 限度額適用証の交付を受けた自衛官等が長期入院該当の認定を受けていない場合で、長期入院該当としての認定を受けようとするときは、限度額適用証及び第 9 項の表イに掲げる書類を添付の上、改めて減額認定申請書を提出しなければならない。
- 12 業務隊長等は、第 10 項の限度額適用証を交付するときは、限度額適用証発行台帳（別紙第 13）を作成し、保管しなければならない。
- 13 第 19 条の規定は、自衛官限度額適用認定証及び限度額適用証の再発行について準用する。
- 14 業務隊長等は、高額療養費の支給の経過を明らかにするため高額療養費支給台帳（別紙第 14）を該当者ごとに作成し、保管しなければならない。

- 15 業務隊長等は、高額療養費を受けるべき者が異動した場合には、新所属部隊等を支援する業務隊長等に対し、高額療養費支給依頼書（別紙第 15）に診療報酬明細書（写）及び高額療養費支給台帳（写）を添付し、送付しなければならない。

（一部負担金等払戻金の支給）

第 7 条の 4 業務隊長等は、省令第 19 条に規定する一部負担金等払戻金の支給を実施する場合には、一部負担金等払戻請求書を提出させなければならない。

- 2 業務隊長等は、前項の書類の提出を受けた場合には、医官等と調整し必要な調査を行い（自衛隊地方協力本部長にあっては、方面総監部医務官又はその指定する者に調査を依頼）、支給することが妥当と認めたものについて診療報酬明細書（写）を添付し、当該経費の支払を担当する資金前渡官吏に送付するものとする。
- 3 業務隊長等は、一部負担金等払戻金の支給の経過を明らかにするため一部負担金等払戻金支給台帳（別紙第 16）を作成し、保管しなければならない。
- 4 業務隊長等は、一部負担金等払戻金の支給を受けるべき者が異動した場合には、新所属部隊等を支援する業務隊長等に対し、一部負担金等払戻金未支給通知書（別紙第 17）に診療報酬明細書（写）及び一部負担金等払戻金支給台帳（写）を添付し、送付しなければならない。

（帰郷療養）

第 8 条 業務隊長等は、帰郷療養を実施するため陸上自衛隊服務細則（陸上自衛隊達第 24—5 号（35. 4. 30））第 169 条に規定する帰郷療養申請書を承認するときは、あらかじめ所属長及び医官等と療養の期間等について調整するものとする。

- 2 前項の規定は、期間経過後の帰郷療養の延期について承認する場合に準用する。

（給付制限）

第 9 条 業務隊長等は、省令第 20 条の規定に基づき、自己を管轄する陸上幕僚長又は方面総監に届け出る場合は、あらかじめ自衛官（本条において訓練招集中の予備自衛官、即応予備自衛官又は教育訓練招集中の予備自衛官補を除く。）、陸上自衛隊高等工科学校の生徒及び陸上自衛官候補生にあっては、隊員の勤務時間及び休暇の細部取扱いに関する達（陸上自衛隊達第 24—9 号（37. 10. 26））第 4 条に規定する所属長（以下「所属長」という。）と、訓練招集中の予備自衛官、即応予備自衛官又は教育訓練招集中の予備自衛官補にあっては、それぞれ当該訓練招集部隊等又は教育訓練招集部隊等の長と協議し、省令第 20 条第 1 項各号の一に該当すると認めるときは、給付制限該当事案報告書（別紙第 18）により、速やかに報告するものとする。（衛定第 33 号）。

- 2 陸上幕僚長又は方面総監は、前項の報告を受けた場合は、速やかに審査し、省令第 20 条第 2 項に該当すると認められるときには、療養に要した費用の全部又は一部を、国費をもって負担しないよう業務隊長等に指示するものとする。

- 3 方面総監は、前項の指示を行った場合は、給付制限実施報告書（別紙第 19）により、速やかに陸上幕僚長に報告するものとする。（衛定第 34 号）

（負傷又は疾病が第三者の行為によって生じた場合の措置）

第9条の2 部隊等の長は、自衛官等の負傷又は疾病が第三者の行為によって生じた場合には、速やかに第三者の行為による事故発生通知書（別紙第20）を業務隊長等に提出しなければならない。

（保険医療機関等から一部負担金の請求があった場合の措置）

第9条の3 業務隊長等は、省令第22条に定める保険医療機関等から一部負担金の請求を受けたときは、保険医療機関等に確認の上、当該自衛官等に通知するものとする。

第2節 診療証等

（発行及び有効期間）

第10条 業務隊長等は、その管轄区分に属する自衛官等に対して省令第7条に定める自衛官診療証（以下「診療証」という。）を発行しなければならない。ただし、訓練招集中の予備自衛官、即応予備自衛官又は教育訓練招集中の予備自衛官補にあっては、当該診療証の必要が生じた際にその都度発行するものとする。

2 自衛隊地方協力本部長は、その管轄区分に属する継続療養患者に対して離職自衛官継続診療証（以下「継続診療証」という。別紙第21）を医師（歯科にあっては、歯科医師をいう。以下同じ。）の診断書に基づき発行しなければならない。このため、当該患者の在職中にその者を管轄した業務隊長等は、離職後の療養を行う自衛隊地方協力本部長に対して継続診療証発行依頼書（別紙第22）及び医師の診断書を送付してその初回の発行を依頼するものとする。

3 診療証の有効期間は、発行の日から次期更新の日までとし、継続診療証の有効期間は、発行の日から継続療養を受け得る期間とし、6月を超えることはできない。

（記号及び番号）

第11条 診療証等に使用する記号及び番号は別紙第23に掲げるとおりとする。

（交付）

第12条 業務隊長等は、営舎外居住の自衛官（以下「営外者」という。）に対しては、当該診療証を本人に交付するものとし、営舎内居住の自衛官（以下「営内者」という。）に対しては、本人に交付することなく一括保管し、出張、休暇等のため駐屯地を離れる場合その他必要が生じた際にその都度交付して使用させ、必要が無くなった場合は直ちに返納させなければならない。ただし、部隊等が行動、演習、部隊移動等のため駐屯地を離れる場合は努めて当該部隊等の長が一括携行するものとする。

2 業務隊長等は、営内者が臨時勤務、入校、教育入隊又は入院（以下本項において「勤務等」という。）のため駐屯地を離れる場合には、当該診療証を本人に交付し携行させるものとする。この場合、交付を受けた営内者は新たに勤務等をする事となった部隊等を管轄する業務隊長等に当該診療証を提出し、前項に基づく一括保管を受けなければならない。営内者が分屯地において勤務する場合には、業務隊長等から依頼又は指定された者が、一括保管し、必要が生じた際にその都度交付して使用させるものとする。

3 自衛隊地方協力本部長は、自己の管轄に係る継続療養患者に対し、継続診療証を直接交付するものとする。

（記録）

第13条 業務隊長等は、診療証発行台帳（別紙第24）を作成し、毎年度1回以上当該台帳に基づき、診療証の確認を行わなければならない。

2 前条第2項の規定に基づき、他の業務隊長等の発行に係る診療証の提出を受けた場合は、前項の規定を準用する。

3 自衛隊地方協力本部長は、継続療養患者記録（別紙第25）及び継続療養患者登録台帳（別紙第26）を作成しなければならない。

（継続診療証の使用手続）

第14条 継続療養患者は、療養を受ける場合、自衛隊地方協力本部長の指定した医療機関等に当該継続診療証を提示しなければならない。

2 継続診療証による療養が終了した継続療養患者は、当該医療機関の医師によって継続診療証の診療担当者記入欄に所要事項の記入を受けなければならない。

3 継続療養患者は、指定された医療機関から他の医療機関への転医を希望する場合は、転医申請書（別紙第27）に継続診療証を添えて自衛隊地方協力本部長に提出しなければならない。

4 前項の申請を受けた自衛隊地方協力本部長は、その内容を調査し、必要と認めるときは、これを承認するとともにそれぞれ次の各号に定めるところにより処置するものとする。

(1) 変更希望医療機関が自己の担当する区域内にある場合は、当該継続診療証の発行者記入欄中の所要事項を変更し、これを本人に返却する。

(2) 変更希望医療機関が自己の担当する区域外にある場合は、第2条第2項に規定する管轄区分を変更した上、継続療養患者の継続診療証を返納させ、継続療養患者登録台帳から当該患者の欄を抹消するとともに、変更先の自衛隊地方協力本部長に対し転医申請書、継続診療発行依頼書及び継続療養患者記録を送付し移管する。

5 自衛隊地方協力本部長は、前項第2号の規定により、療養実施の移管を受けたときは、継続療養患者台帳に当該患者に係る事項を記入するとともに、継続診療証を発行し本人に交付するものとする。

（変更事項の届出）

第15条 自衛官等又は継続療養患者は、診療証等の第1面の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに業務隊長等に届け出て所要の訂正を受けなければならない。

2 前項の場合、継続療養患者の住所変更に伴い、担当自衛隊地方協力本部長が異なることとなったときの手続は、前条第5項の規定を準用する。

（更新）

第16条 業務隊長等は、診療証を平成10年6月30日及び以後4年目ごとの6月30日をもって更新するものとする。

2 継続療養患者は、継続診療証の有効期間後引き続き療養を必要とする場合には、継続診療証更新申請書（別紙第28）に従前の継続診療証及び医師の診断書を添えて自衛隊地方協力本部長に更新の申請をするものとし、申請を受理した自衛隊地方協力本部長は受給の資格及び必要の有無を調査した後適当と認めた場合は、更新するものとする。

（発行の取消し）

第 17 条 業務隊長等は、診療証の有効期間が経過した場合又は自衛官等が管轄区分を異にすることとなった場合には、当該診療証の発行を取り消し、交付したのものについては速やかに返納させなければならない。

2 自衛隊地方協力本部長は、継続診療証の有効期間が経過した場合若しくは当該傷病の療養が終了した場合又は有効期間内に令第 17 条の 7 第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による療養の給付若しくは療養費の支給を受ける資格を取得した場合には、当該継続診療証の発行を取り消し、速やかに返納させなければならない。

(再発行)

第 18 条 自衛官等又は継続療養患者は、交付された診療証等を亡失又は損傷した場合は、その旨業務隊長等に届け出て再発行を受けなければならない。ただし、損傷の場合は当該診療証等を返納しなければならない。

2 再発行を受けた自衛官等又は継続療養患者は、じ後亡失した診療証等を発見した場合には、速やかに発行者に返納しなければならない。

(返納を受けた診療証等の取扱い)

第 19 条 業務隊長等は、前 2 条の規定により返納を受けた診療証等には、その第 1 面左上部隅に「失効」と朱書きし、返納を受けた年度の翌年度の 1 年間、保存するものとする。

第 3 節 雑則

(報告)

第 20 条 業務隊長等は、毎月末診療委託費の使用状況に関し診療委託費支払済額調査表(別紙第 29)を、自衛隊地方協力本部長は、毎月末診療委託費支払済額調査表及び四半期ごとに継続療養患者期報(別紙第 30)を作成し、翌月末(継続療養患者期報については、期の翌月末)までに、順序を経て陸上幕僚長に提出しなければならない。(衛定第 2 号)(衛定第 3 号)ただし、継続療養患者期報については、該当者がいない場合はこの限りでない。

附 則

1 この達は、昭和 39 年 1 月 1 日から施行する。

2 この達施行の際、現に使用している診療証等の記号及び番号は第 11 条の規定にかかわらず昭和 39 年 6 月 30 日までなお使用できるものとする。

3 この達施行の際、現に保有する諸様式の内用紙類は、当分の間所要の修正のうえ使用することができる。

4 医務室診療実施規則(陸上自衛隊達第 92—5 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

5 陸上自衛隊服務細則(陸上自衛隊達第 24—5 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(昭和 39 年 7 月 3 日陸上自衛隊達第 50—11—1 号)

1 この達は、昭和 39 年 10 月 1 日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有する用紙は、昭和 39 年 9 月 30 日まで従来どおり使用するものとする。

附 則(昭和 40 年 2 月 23 日陸上自衛隊達第 122—54 号)

この達は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 41 年 12 月 8 日陸上自衛隊達第 92—10—1 号抄）

- 1 この達は、昭和 41 年 12 月 8 日から施行し、昭和 41 年 11 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 43 年 11 月 14 日陸上自衛隊達第 92—10—1 号抄）

- 1 この達は、昭和 43 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 20 条及び別紙第 15 の改正規定は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する用紙は、当分の間所要の修正のうえ使用するものとする。ただし、離職自衛官継続診療証（別紙第 6）については、昭和 43 年 12 月 31 日までの間とする。

附 則（昭和 51 年 6 月 26 日陸上自衛隊達第 92—10—3 号）

この達は、昭和 51 年 6 月 26 日から施行する。

附 則（昭和 52 年 12 月 17 日陸上自衛隊達第 92—10—4 号）

- 1 この達は、昭和 53 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に交付されている離職自衛官継続診療証は、改正後の陸上自衛隊療養実施規則別紙第 6 の様式によるものとみなす。
- 3 この達施行の際、現に保有する用紙は、当分の間、所要の修正のうえ使用するものとする。

附 則（昭和 53 年 1 月 13 日陸上自衛隊達第 122—108 号）

この達は、昭和 53 年 1 月 30 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 2 月 28 日陸上自衛隊達第 92—10—5 号）

- 1 この達は、昭和 56 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に交付されている離職自衛官継続診療証は、改正後の陸上自衛隊療養実施規則別紙第 6 の様式によるものとみなす。
- 3 この達施行の際、現に保有する用紙は、当分の間、所要の修正を行い使用するものとする。

附 則（昭和 56 年 6 月 18 日陸上自衛隊達第 92—10—6 号）

この達は、昭和 56 年 6 月 18 日から施行し、昭和 56 年 3 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 57 年 4 月 30 日陸上自衛隊達第 122—119 号）

- 1 この達は、昭和 57 年 4 月 30 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際、現に保有する旧様式の用紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和 59 年 10 月 31 日陸上自衛隊達第 92—10—7 号）

この達は、昭和 59 年 10 月 31 日から施行し、昭和 59 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 60 年 4 月 1 日陸上自衛隊達第 92—10—8 号）

この達は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行し、昭和 59 年 10 月 1 日以後に受けた療養に係る一部負担金等払戻金の支給について適用する。

附 則（昭和 63 年 4 月 8 日陸上自衛隊達第 122—126 号）

この達は、昭和 63 年 4 月 8 日から施行する。

附 則（平成元年 2 月 10 日陸上自衛隊達第 122—127 号）

- 1 この達は、平成元年 2 月 10 日から施行し、同年 1 月 8 日から適用する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（平成 6 年 11 月 14 日陸上自衛隊達第 92—10—9 号）

- 1 この達は、平成 6 年 11 月 14 日から施行し、同年 10 月 1 日から適用する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式・旧規格用の紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 8 年 2 月 1 日陸上自衛隊達第 92—10—10 号）

この達は、平成 8 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項の規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 1 月 17 日陸上自衛隊達第 122—132 号）

この達は、平成 9 年 1 月 20 日から施行する。

附 則（平成 9 年 9 月 1 日陸上自衛隊達第 92—10—11 号）

- 1 この達は、平成 9 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に交付されている離職自衛官継続診療証は、改正後の陸上自衛官療養実施規則別紙第 16 の様式によるものとみなす。
- 3 この達施行の際、現に保有する用紙は、当分の間、所要の修正を行い使用するものとする。

附 則（平成 10 年 2 月 2 日陸上自衛隊達第 92—10—12 号）

- 1 この達は、平成 10 年 2 月 2 日から施行する。
- 2 この達施行の際、既に発行している自衛官診療証の更新時期は、平成 10 年 6 月 30 日とする。

附 則（平成 10 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 122—143 号）

この達は、平成 10 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 28 日陸上自衛隊達第 92—10—13 号）

この達は、平成 12 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 14 年 6 月 11 日陸上自衛隊達第 92—10—14 号）

この達は、平成 14 年 6 月 11 日から施行し、同年 3 月 27 日から適用する。

附 則（平成 16 年 1 月 27 日陸上自衛隊達第 92—10—15 号）

- 1 この達は、平成 16 年 1 月 27 日から施行し、平成 15 年 12 月 26 日から適用する。ただし、第 18 条第 2 項、第 20 条、別紙第 16、別紙第 17、別紙第 23 及び別紙第 25 に係る一部改正については、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は、当分の間、所要の修正を行い使用することができる。

附 則（平成 16 年 3 月 22 日陸上自衛隊達第 92—10—16 号）

この達は、平成 16 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 26 日陸上自衛隊達第 92—10—17 号）

この達は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 9 日陸上自衛隊達第 122—215 号）

この達は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日陸上自衛隊達第 92—10—18 号）

この達は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 8 月 29 日陸上自衛隊達第 92—10—19 号）

この達は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 2 月 26 日陸上自衛隊達第 92—10—20 号）

この達は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 4 月 25 日陸上自衛隊達第 92—10—21 号）

この達は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122—230 号）

この達は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 23 日陸上自衛隊達第 92—10—22 号）

この達は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 7 月 31 日陸上自衛隊達第 92—10—23 号）

この達は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 10 日陸上自衛隊達第 92—10—24 号）

この達は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 25 日陸上自衛隊達第 92—10—25 号）

この達は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 8 月 5 日陸上自衛隊達第 92—10—26 号）

この達は、平成 28 年 8 月 8 日から施行する。ただし、改正規定中「統合幕僚学校（市ヶ谷）」については、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 15 日陸上自衛隊達第 92—10—27 号）

この達は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 19 日陸上自衛隊達第 122—302 号）

1 この達は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（令和元年 6 月 27 日陸上自衛隊達第 122—303 号）

1 この達は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 15 日陸上自衛隊達第 122—315 号）

1 この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。

3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

附 則（令和 5 年 3 月 2 日陸上自衛隊達第 92—10—28 号）

1 この達は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日陸上自衛隊達第 92—10—29 号）

1 この達は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

別表（第2条関係）

陸上自衛隊以外に勤務する陸上自衛官に係る担当駐屯地業務隊長等

権限を委任される者	管轄区分（勤務先）
中央業務支援隊長	防衛省内部部局 防衛医科大学校 防衛研究所 統合幕僚監部及び自衛隊通信システム隊 統合幕僚学校（市ヶ谷） 情報本部 防衛監察本部 防衛装備庁
札幌駐屯地業務隊長	北海道防衛局
真駒内駐屯地業務隊長	防衛装備庁千歳試験場
東千歳駐屯地業務隊長	情報本部東千歳通信所 防衛装備庁札幌試験場
帯広駐屯地業務隊長	北海道防衛局帯広防衛支局
八戸駐屯地業務隊長	防衛装備庁下北試験場
仙台駐屯地業務隊長	東北防衛局
教育訓練研究本部長	統合幕僚学校 防衛装備庁艦艇装備研究所
武器学校長	防衛装備庁航空装備研究所土浦支所
衛生学校長	防衛装備庁電子装備研究所 同先進技術推進センター
補給統制本部長	北関東防衛局（十条）
大宮駐屯地業務隊長	北関東防衛局
朝霞駐屯地業務隊長	情報本部大井通信所
東立川駐屯地業務隊長	情報本部（東立川） 防衛装備庁航空装備研究所 同陸上装備研究所
武山駐屯地業務隊長	防衛大学校 南関東防衛局
新発田駐屯地業務隊長	情報本部小舟渡通信所
守山駐屯地業務隊長	近畿中部防衛局東海防衛支局 防衛装備庁岐阜試験場
伊丹駐屯地業務隊長	近畿中部防衛局
海田市駐屯地業務隊長	中国四国防衛局
福岡駐屯地業務隊長	九州防衛局
大村駐屯地業務隊長	九州防衛局長崎防衛支局
健軍駐屯地業務隊長	九州防衛局熊本防衛支局
小郡駐屯地業務隊長	情報本部太刀洗通信所
那覇駐屯地業務隊長	沖縄防衛局
その都度示す近傍駐屯地業務隊長	その他

療 養 の 範 囲 の 細 部

1 診察

- (1) 医師の診察（往診を含む。）
- (2) 診断上必要な諸検査
- (3) 療養上必要な診断書、処方箋等の文書の作成

2 薬剤又は治療材料の支給

- (1) 内服薬、外用薬、注射薬、麻酔薬、血液、ガーゼ、包帯、油紙、副木、介護用具（コルセット等）・義眼等の治療材料の支給。ただし、介護用具及び義眼の支給は傷病の治療上効果を発揮するため医師が必要と認めた場合に限る。
- (2) 自ら医薬品を購入した場合の費用は、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）に基づく共済組合において使用を認めている医薬品で、医師の処方に基づいて購入したものに限り。

3 処置、手術その他の治療

- (1) 薬剤の塗布、散布、注入、吸入、患部の洗浄、注射、浣腸、輸血、止血、瀉（しゃ）血、包帯等の交換、人工呼吸、歯科処置等の処置
- (2) 患部の切開、摘除、結紮（さつ）、縫合、成形、抜歯等の手術
- (3) 歯冠修復、欠損補てつ等
- (4) 温泉療法による治療及び柔道整復師による施術等
 - ア 温泉療法による治療については、その傷病の治療につき常時医師の指導監視の下に実施される場合に限る。
 - イ 柔道整復師による施術に係るものについては、別に定めるところによる。
- (5) 死後の診断のため医師の行った死体解剖及びそれに伴う処置

4 理学療法及び作業療法

理学療法、精神病特殊療法、機械運動療法等

5 入院及びその療養に伴う世話その他の看護

- (1) 重症であつて絶対安静を必要とし、医師又は看護師が常時監視を要し、随時適切な看護処置を講ずる必要がある場合は、その看護料
- (2) 病状は必ずしも重態ではないが、手術のために比較的長期にわたり医師又は看護師が常時監視を要し、随時適切な看護処置を講ずる必要がある場合は、その看護料
- (3) 病状から判断し、常態として次のいずれかに該当する場合は、その看護料

- ア 体位変換又は床上起座が不可又は不能であること。
 - イ 食事及び用便につき介助を要すること。
- (4) 第1号及び第2号における看護料は、当該地方の慣行料金によるものとし、第3号に該当する場合は、慣行料金により算定された額の7割とすること。

6 移送

(1) 支給の内容

- ア 入院、医療機関相互の間における転送、退院、帰郷療養に要する交通費及び宿泊料
- イ 受診又は受療のため、医療機関へ通院するにあつては、病状により歩行困難のため自ら出向くことが不可能にして、かつ、医師がその必要を認めた場合に限りそれに要する交通費
- ウ 陸上幕僚長が認定する駐屯地に所在する部隊等に勤務する自衛官が別に指定する診療科目の受診又は受療のため、医療機関へ通院するに要する交通費
- エ アからウにおいて病状により医師が付添いを必要と認めた場合は、その護送者の旅費

(2) 前号に規定する費用の算定方法

- ア 鉄道賃、船賃及び航空賃は最下級の運賃とする。
- イ 車賃の定額又は実費額及び宿泊料の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1に掲げる表中の2級以下の職務にある者に対する車賃の定額又は実費額及び宿泊料とする。
- ウ 病状によりア及びイの規定により難いと認められる場合は、医師の証明に基づいて現実に要する額とする。
- エ 護送者の旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律及び防衛省所管旅費取扱規則（平成18年防衛庁訓令第109号）第19条第5号その他関係諸規則の定めるところによる。

別紙第2 (第6条関係)

非契約医療機関等利用申請 (承認) 書

		申請 年月日			
申請者	所属				階級
	氏名	男・女	生月	年日	・ ・ ・
傷病名					
療養見込 期	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	療養 区	養分	入院・通院	
利用を希望する 医療機関等	所在地				
	名称				
	医師・歯科 医師氏名				
	理由				
意見	所属長	医官	業務隊長等		
	階級氏名				
	年月日	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	
承認	記事				
摘要	陸上自衛隊療養実施規則第3条に規定する療養の範囲において、上記の非契約医療機関等からの療養を受けることを承認する。 令和 年 月 日 業務隊長等		階級	氏名	
			料金支払 方法	本人立替払・部隊払	
		承認番号			

規格：日本産業規格 A 4

- 備考：1 この申請 (承認) 書は申請者が2部作成する。
2 申請者に交付する承認書は意見欄を記入しない。

別紙第3 (第6条の3関係)

入院時食事療養費差額支給台帳

自衛官 診療証 記号番号		所属 階級		氏名 生年月日	生	
医療機関名	入院期間	支払った標準 負担額の合計額		支給額	支給年月日	確認

規格：日本産業規格A4

- 備考：1 この台帳は、入院時食事療養費差額の受給者ごとに作成すること。
- 2 支払った標準負担額の合計額欄は、領収書等を確認の上、記入すること。
- 3 支給額及び支給年月日欄は、資金前渡官吏に確認の上、記入すること。
- 4 確認欄に、衛生科長又はその指定された者の確認を受けること。

別紙第4（第6条の3関係）

発 簡 番 号

年 月 日

殿

業務隊長等

入院時食事療養費差額未支給通知書

標記について、（旧所属、階級、氏名）は令和 年 月 日の異動により貴駐屯地（新所属部隊等名）所属となったが、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの入院に係る入院時食事療養費差額が未支給であるので通知する。

添付書類：

規格：日本産業規格A4

別紙第5 (第7条関係)

診療費明細書 (令和 年 月分)

氏名	男・女		生年月日	. . .			
傷病名	1	診療開始日	. . .	診療 実日数	日		
	2		. . .	転 帰	治癒	転医	
	3		. . .		死亡	中止	
				繰越			
初診	時間外	円	摘要 (診療内容内訳)				
	深夜	円					
再診	時間内	回				円	
	時間外	回				円	
	深夜	回				円	
往診	普通・難路	回				円	
	夜間・暴風雨雪	回				円	
	同一家屋	回				円	
指導		回				円	
投薬	内服	1 剤				日分	円
		2 剤				回	円
	屯服	回				円	
	外用	回				円	
注射	皮下筋肉内	回				円	
	静脈内	回				円	
	その他	回				円	
検査		回				円	
	薬剤	回				円	
レントゲン		回				円	
	透視 造影剤	回				円	
処置及び手術		回				円	
		回	円				
	材料	回	円				
	麻酔 薬剤	回	円				
その他		回	円				
入院	年月日	. . .	上記のとおり相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 所在地 名称 医師氏名				
	区分	病院・診療所 看1・看2・看3				基食・普食・食無 寝	
	1月未満	円×日間				円	
	3月以上	円×日間				円	
	その他の加算					円	
合計			円				

別紙第6 (第7条関係)

看 護 申 請 書

				申 請 年月日	・ ・ ・	
申 請 者	所 属				階級	
	氏 名	男 ・ 女	生 年 月 日	・ ・ ・		
傷 病 名						
傷病の原因						
発病年月日	・ ・ ・	入 院 年 月 日	・ ・ ・	帰 療 年 月 日	・ ・ ・	
医療機関等	所在地					
	名 称					
給付事由						
看護期間	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・			看護者 の種別	看護師・准看護師 看護補助者（親族 等を除く。）	
証 明	令和 年 月 日		担当医師の住所 氏名			
医官の意見	令和 年 月 日		階級 氏名			
承 認	上記のとおり看護を給付することを承認する。 令和 年 月 日					業務隊長等 階級 氏名
摘 要				承認番号		

規格：日本産業規格A4

- 備考：1 二重線の枠内は、担当医師が当該患者について記入する。
 2 看護師（准看護師）の免許証の写し（看護補助者使用の際は医療機関の長の証明書）を添付する。

別紙第7（第7条関係）

医療機関等への支払料金基準表

種 別	算 定 基 準
契 約 医 療 機 関 等	契約により定めた額
保 険 医 療 機 関 等 (健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の規定に基づく。)	診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）による額 （公費負担制度に係る支払は各制度で定められた割合に応じた額）
非 契 約 医 療 機 関 等	関係法令等の規定に基づく算定方法によって定められた額の限度内

備考： 令第17条の4第2項の規定に基づく、本人の一部負担金額は健康保険法（大正11年法律第70号）第74条の規定により算出した額とする。

別紙第8 (第7条の3関係)

特定疾病認定申請書

申請者	自診記 号	衛療 番号	官証 号		所属 階級	
	氏	名			生年 月日	男生 女生
病名 (健康保険法施行令第 41条第9項の疾病名)						
利 用 を 希 望 す る 医 療 機 関 等 の 名	名称					
	住所					
	診療科名					
<p>上記のとおり診療意見書を添付し申請します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 申請者 氏 名</p>						

規格：日本産業規格A4

別紙第9（第7条の3関係）

特 定 疾 病 認 定 者 台 帳

番 号	所 属	階 級	氏 名	生年月日	疾 病 名	届出年月日	認定年月日	異 動 事 項	備 考

規格：日本産業規格A4

- 備考：1 この台帳は、特定疾病療養受療証の発行台帳を兼ねるものである。
- 2 異動事項欄には、管轄区分を異にする異動及び治癒、退職、死亡等を記入する。

別紙第 10（第 7 条の 3 関係）

自衛官限度額適用認定証の記載要領

- 1 発行年月日の欄には、申請のあった日の属する月の初日を記入する。
- 2 有効期限の欄には、交付日の属する月から最長 1 年以内の月の末日を記入する。
なお、有効年月日の設定に当たっては、適用対象者の入院期間の見込み等を十分に考慮の上、煩雑に申請手続を行う必要が生じないように配慮すること。
- 3 多数回該当については、医療機関等において入院期間が 3 箇月を超えている場合など多数回該当を確認できる場合に限り適用されるものであること（認定証には多数回該当の表示はない）。

別紙第 11 (第 7 条の 3 関係)

自衛官限度額適用認定証発行台帳

自衛官限度額適用認定証発行台帳									部隊 等名				No.	
No.	交付 年月日	診療証 記号番号	階級	氏名	生年 月日	発行 年月日	有効 期限	適用 区分	再発行			返納		
									年月日	理由	確認	年月日	理由	

別紙第 12（第 7 条の 3 関係）

自衛官限度額適用・標準負担額減額認定証の記載要領

- 1 発行年月日の欄には、申請のあった日の属する月の初日を記入する。
- 2 有効期限の欄には、申請のあった日の属する月が 1 月から 5 月までの場合は当年の 5 月末日を、6 月から 12 月までの場合は翌年の 5 月末日を記入する。
- 3 長期入院該当の欄には、当該申請のあった日の属する月の翌月の初日（長期入院該当者が有効期限に達し、6 月中に交付申請を行ったときは 6 月 1 日）を記入する。

別紙第 13 (第 7 条の 3 関係)

限 度 額 適 用 証 発 行 台 帳

										部隊 等名				No.		
No.	発 行 年月日	診 療 証 記号番号	階 級	氏 名	生 年 月 日	有 効 期 限	長 期 入 院 該 当 年 月 日	交 付 年 月 日	確 認	再 発 行			返 納			
										年 月 日	理 由	確 認	年 月 日	理 由		

別紙第 14 (第 7 条の 3 関係)

色別欄

高 額 療 養 費 支 給 台 帳

自 衛 官 診 療 証 記 号 番 号	所 属 階 級		氏 名 生 年 月 日			男 生 女						
						傷 病 名	医 療 機 関 名 又 は 薬 局 名 及 び そ の 住 所	療 養 の 期 間	自 己 の 負 担 金 額	支 給 額	支 給 年 月 日	確 認
続 柄	氏 名	金 額	備 考									

規格：日本産業規格 A 4

- 備考：1 この台帳は、高額療養費受給者ごとに作成する。
 2 自己の負担金額欄は、領収書等を確認の上、記入すること。
 3 支給額及び支給年月日欄は、資金前渡官吏に確認の上、記入すること。
 4 確認欄は、衛生科長又はその指定された者が確認すること。
 5 被扶養者欄は、共済組合支部長の通知に基づいて記入するものである。
 6 色別欄は、省令第 16 条第 2 項第 1 号該当者は赤、第 2 号該当者は黄、第 3 号該当者は青、第 4 号該当者は無色に区分すること。

別紙第 15 (第 7 条の 3 関係)

発 簡 番 号

年 月 日

殿

業務隊長等

高 額 療 養 費 支 給 依 頼 書

標記について、(旧所属、階級、氏名)は令和 年 月 日の異動により貴駐屯地(新所属部隊等名)所属となったが、令和 年 月分に係る高額療養費が未払であるので支給されたく依頼する。

添付書類：

規格：日本産業規格 A 4

別紙第 16 (第 7 条の 4 関係)

一部負担金等払戻金支給台帳

自衛官 診療証 記号・番号	所属 階級	氏名 生年月日	男 生女		
医療機関又は 薬局名	療養の期間	一部負担金 等の額	支給額	支給年月日	確認

規格：日本産業規格 A 4

- 備考：1 この台帳は、一部負担金等払戻金の受給者ごとに作成すること。
 2 一部負担金等の額欄は、領収書等を確認の上、記入すること。
 3 支給額及び支給年月日欄は、資金前渡官吏に確認の上、記入すること。
 4 確認欄は、衛生科長又はその指定された者が確認すること。

別紙第 17 (第 7 条の 4 関係)

発 簡 番 号

年 月 日

殿

業務隊等の長

一部負担金等払戻金未支給通知書

標記について、(旧所属、階級、氏名)は令和 年 月 日の異動により貴駐屯地(新所属部隊等名)所属となったが、令和 年 月分の診療に係る一部負担金等払戻金が未支給であるので通知する。

添付書類：

規格：日本産業規格 A 4

別紙第 18 (第 9 条関係)

発簡番号

発簡年月日

(陸上幕僚長又は方面総監) 殿

(業務隊長等)

給付制限該当事案報告書

(衛定第 33 号)

自衛官診療証 記号・番号		所属部隊 等 名		氏 名 生年月日	
傷 病 名					
傷 病 原 因					
療 養 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日				
給 付 制 限 該 当 理 由					
給付制限案	%				
療養の給付 金 額	円 (別添のとおり。)				

添付書類：

規格：日本産業規格 A 4

備考：記入後「個人情報（注意）」とする。

別紙第 19 (第 9 条関係)

発 簡 番 号

発簡年月日

陸上幕僚長 殿

(方 面 総 監)

給 付 制 限 実 施 報 告 書

(衛定第 34 号)

1 給付制限該当者

- (1) 所 属
- (2) 階 級
- (3) 氏 名
- (4) 傷 病 名

2 給付制限に該当した事故等の概要

3 給付制限を行った理由

4 給付制限の内容

規格：日本産業規格 A 4

備考：記入後「個人情報（注意）」とする。

別紙第 20 (第 9 条の 2 関係)

殿		発簡番号 発簡年月日
第三者の行為による事故（負傷又は疾病）発生通知書		
隊員の所属、 階級及び氏名	所 属 階 級	氏 名
事故発生日時	令和 年 月 日	
事故発生場所		
第三者の住所、 氏名、職業等	住 所 氏 名 職 業（勤務先名等）	
事故発生の状況		
療養を受けた 医療機関等の 所在地、名称等	所在地 名 称 医師等の氏名	
損害の状況及び 医療費の見積額	傷 病 名 要加療日数（見込み）入 院 日 通 院 日 医療費の所要見込額 その他の物的損害	
第三者から受けた （又は受ける見込 みの）損害賠償額		

添付書類：

規格：日本産業規格 A 4

- 備考：1 事故発生の状況については、できるだけ具体的かつ詳細に記入するものとし、
所定欄で足りない場合は、別紙として添付すること。また、取調べ官署等の調
書等により状況が明らかな場合はその写しを添付し、「別添〇〇調書のとおり」
と記入すること。
- 2 損害の状況及び医療費の見積額については、物的損害の概略についても記入
すること。
- 3 第三者から受けた（又は受ける見込みの）損害賠償額については、できるだ
け具体的に記入すること。
- 4 記入後「個人情報（注意）」とする。

(表)

離職自衛官継続診療証 交付年月日		.	.	.							
発 行 者 記 入	記 号	自	本	番 号	—						
	傷 病 名										
	有 効 期 間	自	.	.	自	.	.	.			
		至	.	.	至	.	.	.			
	離職自衛官	氏 名				男・女					
		生年月日				年 月 日 生					
		現 住 所									
	発行者	所 在 地									
		地方協力本部名	自衛隊	地方協力本部							
		官職氏名									
	医療機関等所在地名称										
診 療 担 当 者 記 入	傷 病 名										
	開始年月日				
	入院年月日				
	終了年月日				
	転 帰	治癒	死亡	打切	転医	中止	治癒	死亡	打切	転医	中止
	請 求 金 額										
	診療担当者氏名										

規格：縦 127 ミリメートル 横 91 ミリメートル

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証の交付を受けたときは、各面をよく読んで大切に保持してください。
- 2 この証では傷病名欄に記入されている傷病及びこれによって発生した疾病についてのみ診療が受けられます。
- 3 この証で部外医療機関等で診療を受けたときは、次の額をその都度支払ってください。
 - (1) 保険診療の費用（入院時の食事に要する費用を除く。）の3割に相当する額
 - (2) 入院時の食事に要する費用 1日につき定額の標準負担
- 4 この証の有効期間が満了したとき、診療を受けている傷病が治ったとき又はこの証の有効期間内に次に掲げる法律による療養の給付若しくは療養費の支給を受ける資格を取得したとき、その他必要としない状態となったときは、直ちに返納してください。返納を怠り使用したとき又はその他の方法により不正に使用したときは、刑法によって詐欺罪として罰せられます。
 - 国家公務員共済組合法
 - 私立学校教職員共済組合法
 - 地方公務員等共済組合法
 - 健康保険法
 - 船員保険法
 - 国民健康保険法なお、他の資格を取得したことにより返納するときは、資格取得の年月日及び種類（勤務先）をこの証の裏面上部余白に記入してください。
- 5 この証の有効期間が満了した後、更に診療を受ける必要があるとき又は現在受療中の医療機関から他の医療機関に転医を希望するときは、改めてこの証の交付を申請してください。これらの場合には不要となったこの証に（更新の場合には更新申請書と診断書、転医の場合には転医申請書）を添付して返納しなければなりません。
- 6 表面の記載事項のうち離職自衛官の氏名、現住所に変更があったときは、この証を提出するとともに新旧の氏名又は住所及び変更の年月日を5日以内に届け出てください。

別紙第 22 (第 10 条関係)

発簡番号 第 号

自衛隊 地方協力本部長 殿

発簡年月日 . . .

発簡者名

継続診療証発行依頼書

下記により継続診療証の発行を依頼する。

離職者	住所	(方)		
	氏名		入隊年月日	. . .
	生年月日	. . . (歳)	離職年月日	. . .
	認識番号		離職時の階級	
	離職時の部隊等名			
発行理由	継続療養先(転居・転医先)の変更による。			
継続療養医療機関等	所在地			療養入院
	名称			区分通院
傷病名			療養開始	. . .
	-----			. . .
			年月日	. . .
在職中の療養担当医療機関等	医務室名			. . . から . . . まで
	自衛隊地区病院名			. . . から . . . まで
	自衛隊中央病院		療養期間	. . . から . . . まで
	部外医療機関等名	-----		. . . から . . . まで
摘要				

規格：日本産業規格 A 4

備考：摘要欄には病状の経過及び特異事項等を記入する。

診療証等の記号・番号

1 記号

- (1) 駐屯地業務隊にあつては「自陸」の次に駐屯地名を記入し、末尾に「駐」をつけ加える。

(例)

名寄駐屯地業務隊……………自陸名寄駐

衛生学校……………自陸三宿駐

自衛隊福岡病院……………自陸春日駐

- (2) 自衛隊中央病院にあつては「自中病」とする。

- (3) 自衛隊地方協力本部にあつては「自」の次に県名を記入し、末尾に「本」をつけ加える。

(例)

自衛隊富山地方協力本部……………自富山本

2 番号

- (1) 診療証にあつては、更新年度を頭書に、1 から始まる一連番号とする。ただし、分屯地分については、分屯地ごとに 10001 又は 20001 等から始まる一連番号を用い区分する。

(例)

駐屯地 (自衛隊地方協力本部を含む。) ……………39—00001

分屯地……………39—10001

- (2) 継続診療証にあつては発行した会計年度を頭書に、陸上、海上、航空、防衛大学校、予備自衛官 (即応予備自衛官を含む。) ごとにそれぞれ 10001、30001、50001、70001、90001 から始まる一連番号とする。

(例)

40—30001

別紙第 24 (第 13 条関係)

記号		自 衛 官 診 療 証 発 行 台 帳										部隊 等名	No.		
No.	発 行		階 級	氏 名	生年月日	営内・ 営の 外別	受 領 確 認	再 発 行		返 納		摘 要	確 認		
	年月日	番号						年月日	理由	年月日	理由		年月日	年月日	年月日

(表)

継 続 療 養 患 者 記 録

住 所						
氏 名		男・女		入隊年月日	. . .	
生年月日		. . . (歳)		離職年月日	. . .	
認 識 番 号				離 職 時 の 階 級		
離 職 時 の 部 隊 等 名						
傷 病 名		在職中の療養 開始年月日	療 養 期 間 満了年月日	療 養 費 支 給 打切年月日	摘 要	
			
			
			
医 療 機 関 等 及 び 入 院 通 院 の 別	番号	医療機関等所在地・名称		療 養 機 関	入院・ 通院別	診療費支 払総額
	1			. . . ~ . . .		
	2			. . . ~ . . .		
	3			. . . ~ . . .		
	4			. . . ~ . . .		
	5			. . . ~ . . .		
	6			. . . ~ . . .		
	7			. . . ~ . . .		
	8			. . . ~ . . .		
	9			. . . ~ . . .		
10			. . . ~ . . .			
継 続 診 療 証 交 付 年 月 日	. . .	継 続 診 療 証 記 号 ・ 番 号				備 考
	. . .					
	. . .					
	. . .					
	. . .					
	. . .					
	. . .					
	. . .					
	. . .					

別紙第 26 (第 13 条関係)

継続診療証記号		自 本		継続療養患者登録台帳									自衛隊 地方協力本部				No.	
No.	登録 年月日	継続 診療証	氏 名	住 所 (連絡先)	傷病名	離 職 年月日	在職中 の療養 開始 年月日	療養満 期予定	給付の 打 切	医 療 機関名	入院 退院	変 更 事 項					摘 要	
												年月日	担当 地本	転送	医 療 機関名	療養 区分		理 由

規格：日本産業規格 A 4

転 医 申 請 書

令和 年 月 日

自衛隊 地方協力本部長 殿

継続診療証

記号・番号

住 所

氏 名

下記のとおり継続診療証を添えて医療機関の変更を申請します。

記

- 1 現行医療機関 所在地
名 称
医師名
- 2 変更希望医療機関 所在地
名 称
医師名
- 3 変更希望理由

規格：日本産業規格 A 4

別紙第 28 (第 16 条関係)

継続診療証更新申請書

令和 年 月 日

自衛隊 地方協力本部長 殿

継続診療証

記号・番号

住 所

氏 名

下記の医療機関において引き続き療養を必要とするので、別紙診断書を添えて継続診療証の更新を申請します。

記

医療機関等

所在地

名 称

規格：日本産業規格 A 4

殿

診療委託費支払済額調査表

(衛定第 2 号)

〔陸海空学生 令和 年 月支払分〕

(単位：円)

診療対象別		自 衛				官	継続療養患者				
		月分	月分	月分	月分		合計	月分	月分	月分	月分
支払項目	実診療月別	件数		金額		合計	月分	月分	月分	月分	合計
		件	日	件	日						
基金 經由	医科診療	入院	件	日	金額						
		通院	件	日	金額						
	入院	件	日	金額							
		通院	件	日	金額						
	薬剤	件	金額								
	訪問看護	件	金額								
	事務費	件	金額								
合計金額											
基金 非經由	医科診療	入院	件	日	金額						
		通院	件	日	金額						
	入院	件	日	金額							
		通院	件	日	金額						
	高額療養費	件	金額								
	一部負担金払戻金	件	金額								
	その他	件	金額								
合計金額											
総金額											
資金前渡官吏証明	総金額欄の記載は正確であることを証明する。 官職 階級 氏 名				備考						

- 備考：1 この調査表は、陸上自衛官（自衛隊体育学校・自衛隊中央病院・自衛隊地方協力本部に所属する海上・航空自衛官並びに訓練招集中の予備自衛官、即応予備自衛官及び教育訓練招集中の予備自衛官補を含む。）及び継続療養患者が、契約医療機関等、保険医療機関等又は非契約医療機関等（以下「部外医療機関等」という。）で療養を受けたために支払った診療委託費の支払状況について、陸・海・空・学生別に別葉に記載するものとする。
- 2 調査月間に支払がなかった場合は、備考欄にその旨記載し、報告するものとする。
- 3 「基金経由」とは、部外医療機関等からの請求が社会保険診療報酬支払基金を経由して行われた分をいい、「基金非経由」とは、部外医療機関等又は患者本人から直接請求が行われ支払われた分をいう。
- 4 「実診療月別」欄には、左から実際に診療が行われた月ごとに古い順に記載するものとする。
- 5 「支払項目」中の「通院」には、往診を含むものとする。
- 6 「入院」及び「通院」の「件数」とは、診療報酬明細書の件数をいい、「日数」とは、総延日数をいう。
- 7 「薬剤」の「件数」とは、調剤報酬請求明細書の件数をいう。
- 8 「訪問看護」の「件数」とは、訪問看護療養費明細書の件数をいい、「日数」とは、実日数をいう。
- 9 「事務費」の「件数」とは、診療、調剤報酬請求明細書及び訪問看護療養明細書の審査総件数をいい、「金額」とは、審査料の総額をいう。
- 10 「その他」とは、臨床検査料・コルセット料・血液料・薬価料並びにあんま・はり・灸・マッサージ及び柔道整復師による施療費等をいい、「備考」欄にその内容を記載する。
- 11 「資金前渡官吏証明」欄には、支払に任ずる資金前渡官吏（自衛隊地方協力本部を除く。）が証明するものとする。
- 12 科目更正（診療委託費で支払った後、他の予算科目にて振替を行った場合をいう。）及び過誤調整の行われた場合は、別葉に赤字にて記載し、科目更正の場合は、更正科目を注記する。

別紙第 30 (第 20 条関係)

陸上幕僚長 殿 (方面総監経由)																	継続療養患者期報(第一四半期分) (衛定第3号)		発簡番号 発簡年月日	
																	発簡者名			
療養区分	区分	患者数 発生年度	陸 上				海 上				航 空				防 大				予備自衛官等	
			前期繰越	増	減	今期末	前期繰越	増	減	今期末	前期繰越	増	減	今期末	前期繰越	増	減	今期末	今 期 末	
																			結 核	一 般
入 院	年度																			
	当 年 度		()				()				()				()					
	計																			
通 院	年度																			
	当 年 度		()				()				()				()					
	計																			
摘要																				

備考：1 この期報は、継続療養患者登録台帳の記載事項に基づき作成する。

規格：日本産業規格 A 4

2 「発生年度」とは、第 10 条に基づき継続診療証の初回発行年度をいう。

3 「増」とは、当期間の発生（継続診療証の初回発行数）・転入等（担当自衛隊地方協力本部を異にする転医及び療養区分の変更）の増加数をいう。なお、() 内には発生数を再記する。

4 「減」とは、当期間の療養の終了（治癒・死亡・打切り・中止）・転出等（担当自衛隊地方協力本部を異にする転医及び療養区分の変更）の減少数をいう。

5 「予備自衛官等」とは、訓練招集に応じている予備自衛官、即応予備自衛官及び教育訓練招集に応じている予備自衛官補をいう。